

令和7年3月17日

ニセコ町長 片 山 健 也 様

ニセコ町まちづくり基本条例
第五次検討委員会
委員長 奥田 啓太

ニセコ町まちづくり基本条例第五次見直しに向けた答申について

ニセコ町まちづくり基本条例の理念の下、片山町長には、日々ニセコ町のまちづくりに尽力されていますことに對し、敬意と感謝を申し上げます。

さて、一昨年2月に我々6名が検討委員会の委員を拝命し、ニセコ町まちづくり基本条例がニセコ町にふさわしい条例であり続けているかとの視点で諮問を受け、4回の委員会を開催し、検討を重ねて参りました。

この間、町民講座を開催し、当時の熱意をどのように伝えていくのか等を私どもの答申を取りまとめて参りました。

委員会では、基本条例がまちづくりに對する町民権利の保障であり、将来に向かつて継承すべき条例であるとの共通認識の基に検討を進めて参りました。

本答申が、住民自治を一層拡充する一助となることを願って今回の答申といたします。

〔ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会委員〕

(任期：令和6年2月15日～令和7年3月31日)

委員長	奥 田 啓 太
副委員長	マッケイ 路
委 員	山 下 暁 子
委 員	澤 田 佳代子
委 員	野 口 将 輝
委 員	菅 澤 紀 生

1. 答申における基本的考え方と方向性

平成13年4月から施行されたまちづくり基本条例は、「情報の共有」と「住民参加」を基本原則とし、そのルールを活用しながら主権者である私たち町民が自ら考え行動することで、ニセコ町が「住むことが誇りに思える町」となることを目指しています。

私たち条例検討委員は、この度の条例第5次見直し作業に際し、様々な角度からこの条例を検討して参りました。

私たち条例検討委員共通の認識は、「ニセコ町まちづくり基本条例」は今も時代に相応しくあり続けており、本町にとって欠かすことのできない町の憲法であるということです。

ただ、その運用について、今一度認識を改め、深める必要があること、そしてこの条例が風化せずに後世に引き継がれていくことを望んでおります。

このため、今回は時代に則した条例の改正及びその運用や個別に指摘する事項を中心に以下の通り、答申いたします。

2. 基本条例見直しに関する具体的項目

(1) 成人年齢変更に伴う年齢の引き下げについて

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する

○改正案

「20歳」→「18歳」に変更を提案する。

成人年齢が2022年4月1日に20歳から18歳に引き下げられたことにより、これに伴い本条例においても18歳未満へ引き下げを行うことが妥当であると考える。

(2) 性別に関する表記の変更

第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

○改正案

「性別」→「性別（性的指向及び性自認を含む）」という表現に変更を提案する。

第31条 町は審査会、審議会、調査会その他の付属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。

○改正案

「一方の性に偏らない」→「性の平等と多様性を反映したものとなる」という表現に変更を提案する。

「一方の性」という表記であると性別二元制と捉えられる可能性があるため。

3. 条例全体に対する意見

(1) 制定時の想いを継承

まちづくり基本条例は、町民の権利を明文化し、まちづくりが起きたものとするためのツールとして重要な役割を果たしております。町民のみなさんや新しく町民になられた方々に十分な周知を図るほか、この条例の理念を守り続けるためにも、策定した「事実」よりも当時の「想い」を受け継いでいくために次の取組みを行なう必要があります。

- 職員研修などを通じて、条例の主旨や条例に基づく具体的対応などについて、職員の理解を深め、実践する取組みを行なう。
- 策定当時を知る方を招き、座談会などの開催を行い、動画として残しホームページ等いつでも視聴ができるような取組みを行なう。（短編動画の作成や絵などを用いることでわかりやすく伝える。）
- 幅広い世代がまちづくり基本条例を認知してもらうために、町民講座や広報誌を通じて触れる機会を創出する工夫を行う。
- 基本条例の理念である自ら考え行動する「自治」の意識を啓発するため、基本条例を学ぶ機会を創出する。（毎年、制定月に町民講座や広報などでお知らせを検討。）
- 基本条例だけではなくそれに付随する資料においても翻訳を行いより多文化に対応した取組みを行う。

(2) 情報伝達のあり方について

情報を受け取る方法については日々、多様化しています。その中でニセコ町においても様々なSNSを活用して情報発信を行っています。特に、スマートフォンアプリを活用した情報発信では日々のイベントのほか、災害情報などをいち早くキャッチすることができます。しかしながらユーザー登録数が少ない現状であり、町民に向けてSNSを登録することで得られるメリットを周知する必要があると考えます。

しかし、町内会によっては、町内会に加入していないために配布されないところが存在したり、また、町内会に加入していても、加入数に加えて（補助金の対象として）配布している町内会が存在したりと、対応は各町内会で違う状況が見受けられます。例えば、町内会経由により選挙広報が届かないことがあったり、福祉的な対象に情報が届かないなどの実態がある場合は問題があるものと考えます。

これまで同様に広報誌の配布を継続しつつ、ウェブサイトの充実や拡充、防災ラジオの配布率向上、SNSの活用促進を行い情報伝達の強化が必要である。そのため、下記の提案をいたします。

- 町内会に加入していない世帯に対しても、町内会経由で広報誌が配布されるよう町内会と調整を行ない、出来る限り配布されない世帯を減らす（既に実践している町内会もある。ただし、ホテル従業員など転出入の激しい世帯については工夫が必要）。
- 広報誌の配布のほか様々なSNSを展開しているため、メディアを最大限に活用し、ユーザー登録数向上に向けたアプローチが必要である。
- 災害に強いまちづくりの推進のため、町内で行うイベント等においてブースなどを設け、

防災ラジオの活用事例の周知を行い配布率の向上に向けた取組みを行う。

(3) まちづくりへの住民参加の促進

多文化共生のまちづくりを実現するため様々な人や考えを調和しながら一体感のある町へと転換していくことが必要だと考えます。

それは、日ごろから町民の中で多様性を理解し、お互いを尊重しながらまちづくりに対する弛まぬ努力が必要です。

また、まちづくりの担い手としての若年層や外国人の参加は少ない状況です。翻訳アプリやAI技術の活用などを行い積極的にまちづくりへ参加していただく方策の検討が必要です。

まちづくり基本条例第10条の規定を具体化するために、下記の提案をいたします。

○世代や各ライフスタイルに合わせ、情報交換ができる機会の創出。

(例：団塊世代、子育て世代、ミレニアル世代、Z世代等)

○誰もが参加できるように多言語(AIアプリの活用)など多様性を意識した参加機会の創出。

○まちづくり町民講座や議会報告会などを積極的に行い情報発信の機会の創出

(4) コミュニティの役割について

新型コロナウイルス感染症流行拡大以降、様々な面で人と人とのつながりが希薄になったと感じています。しかし、より良い「まち」をつくるにはコミュニティの役割はますます重要になっています。

ニセコ町は転入者が多く、多角的な視点を持った人材が豊富です。町民それぞれの活躍の場を創出し、基本条例の精神である「住むことが誇りに思えるまち」を目指して町内会への積極的な加入に向けた取組みを行う必要があります。

○転入者へ町内会長名簿のほかに町内会加入方法についての案内を作成する。

○短期滞在や生活拠点が変わらないため住民票を移動しない方が増えている。そのため不動産事業者等と連携を行い、町内会加入の案内を周知する体制を検討する。